

毎年かかる
固定資産税

未活用の不動産、相続した不動産 そのままにいませんか？

例年、この時期になると「税の納付や確定申告」をきっかけとして

「将来的に処分を検討していた不動産」

「利用していない不動産」などの売却相談をいただきます。

昨今は、所有する不動産の管理が行き届かず

不動産価値が目減りするケースもみられます。

市場価格が高水準な今だからこそ

不動産を「負動産」にしないために、

近鉄の仲介では、お客様にあった

アドバイス、解決方法をご提案しております。

是非この機会にご相談ください。



「空家対策」について知っておくべきこと。

特定空家とは？

空家を放置し、周辺に危険を及ぼす可能性のある空家は「特定空家」とされます。空家のオーナーには市町村長が必要な措置を取るよう助言、指導がされ、改善が見られない場合、勧告・命令となり、最悪の場合行政代執行となります。「特定空家」に指定された場合、固定資産税や都市計画税の軽減(固定資産税で最大6分の1、都市計画税で最大3分の1)が適用されなくなるので、税額が大幅に増額される可能性があります。

特定空家に指定されたら…
**固定資産税が
最大6倍に!**

空家の3,000万円特別控除

相続または遺贈により取得した被相続人居住用家屋または被相続人居住用家屋の敷地等を、平成28年4月1日から令和9年12月31日までの間に売って、一定の要件に当てはまるときは、譲渡所得の金額から最高3,000万円まで控除することができます。

「相続してから3年」

これは、物件売却の一つの節目です

つまり、相続してから3年以内に
条件を満たして譲渡すれば、

譲渡益から3,000万円が控除されます

適用条件について詳しくは桃山営業所までお問い合わせください。



0120-135-764

【営業時間】 午前10時～午後6時

近鉄の仲介